

熊本県手数料条例第2条第1項(抜粋)

【採石法関係】

(238) 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査	採石業者登録申請手数料	18,000円
(240) 採石法第32条の13第1項の規定に基づく採石業務管理者試験の実施	採石業務管理者試験手数料	8,100円
(241) 採石法第33条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査	岩石採取計画認可申請手数料 1採取計画につき	53,000円
(242) 採石法第33条の5第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査	岩石採取計画変更認可申請手数料 1採取計画につき	34,000円

【砂利採取法関係】

(513) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査	砂利採取業者登録申請手数料	13,000円
(515) 砂利採取法第15条の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料	8,100円
(516) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査(県知事が行う場合に限る。)	砂利採取計画認可申請手数料 1採取計画につき	33,900円
(517) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請に対する審査(河川管理者(県知事)が行う場合に限る。)	河川区域等内砂利採取計画認可申請手数料 1採取計画につき	33,900円
(518) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査(県知事が行う場合に限る。)	砂利採取計画変更認可申請手数料 1採取計画につき	15,000円
(519) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画の変更の認可の申請に対する審査(河川管理者(県知事)が行う場合に限る。)	河川区域等内砂利採取計画変更認可申請手数料 1採取計画につき	15,000円